

令和5年第3回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和5年9月20日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 議案第48号

令和5年度設楽町一般会計補正予算（第3号）

（総務建設委員長報告）（文教厚生委員長報告）

日程第2 議案第49号

令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（文教厚生委員長報告）

日程第3 議案第50号

令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）

（文教厚生委員長報告）

日程第4 議案第51号

令和5年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第1号）

（総務建設委員長報告）

日程第5 議案第52号

令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）

(総務建設委員長報告)

日程第6 議案第53号

令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第7 議案第54号

令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第8 陳情第12号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を
求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第9 陳情第13号

私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽
町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第10 陳情第14号

国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第11 陳情第15号

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第12 認定第1号

令和4年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第13 認定第2号

令和4年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第14 認定第3号

令和4年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

(決算特別委員長報告)

日程第15 認定第4号

令和4年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第16 認定第5号

令和4年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

- 日程第 17 認定第 6 号
令和 4 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 18 認定第 7 号
令和 4 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 19 認定第 8 号
令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 20 認定第 9 号
令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 10 号
令和 4 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 11 号
令和 4 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 12 号
令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 25 発議第 5 号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を
求める意見書
(追加)
- 日程第 26 議案第 55 号
設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について
(追加)
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 28 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開議 午前 8 時 59 分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第3回設楽町議会定例会第3日を開会します。

これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、9月議会定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。議会最終日にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は彼岸の入りということでもありますけれども、今年は残暑が厳しく、朝晩涼しくなってきたとはいえ、まだまだ暑い日が続いております。天気予報によりますと今週末から秋らしい気候になってくるということです。また、収穫の秋を迎え、町内各所の稲刈りも順調に進んでいるということのようです。これから秋の気配を一層感じる気候になりますけれども、体調管理には十分お気を付けてお過ごしいただきたいと思っております。

さて、秋はスポーツの季節でもあります。町内各地でスポーツ関連の行事が多く計画されています。中学校の体育大会と津具小学校の運動会はすでに終了いたしました。残る4つの小学校の運動会は、この週末土曜日に予定がされています。

10月に入りますと、定例会初日にも申し上げましたが、1日には「奥三河パワートレイル」が行われ、9日、祝日ですが、「町民グラウンド・ゴルフ大会」、そして21日、22日には「したらオリエンテーリングフェスタ」が、そして31日には「設楽町長杯ゴルフコンペ」が開催される予定であります。健康維持、健康増進のためにも、子供から大人、そして高齢者の方まで、一人でも多くの町民の方々がいろいろなスポーツ大会等へ参加していただけますよう、呼びかけてまいりたいと思っております。

本日は、過疎地域持続的発展計画の変更1件を追加上程させていただきました。定例会初日に上程しました議案と併せまして慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。議会定例会最終日の審議に先立ちまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 それでは、本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いします。

6 金田(敏) おはようございます。令和5年第14回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和5年第3回定例会第3日の運営について、9月15日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

本日の案件は、委員会付託の議案19件、陳情4件と本日追加案件で議員提出が1件、町長提出が1件、継続審査申出が2件です。

一括上程する案件は、日程第1議案第48号から日程第11陳情第15号の11議案、日程第12認定第1号から日程第23認定第12号の12議案です。それ以外は、

順次1件ごとに上程いたします。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1、議案第48号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第3号）」から日程第11、陳情第15号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 原田(直) おはようございます。令和5年第6回総務建設委員会委員長報告を行います。令和5年9月8日水曜日、決算特別委員会終了後15時45分から15時48分まで総務建設委員会を開催しました。

出席者は、委員全員、議長、議会事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長、ほか関係課長の皆さんです。付託された議案3件を審議、審議の結果を報告いたします。

審査事件、1付託事件（1）議案第48号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第3号）（総務建設委員会所管）分」です。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

（2）議案第51号「令和5年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第1号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

（3）「令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 その他、その他はありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

議長 続いて、文教厚生委員長、5番七原剛君。

5 七原 令和5年第4回文教厚生委員会委員長報告を行います。

令和5年9月12日火曜日、決算特別委員会終了後、16時15分から16時43分、文教厚生委員会を開催しました。

出席者は、文教厚生委員9名、議長、議会事務局長。執行部からは町長、副町長、教育長をはじめ、関係課長の方々です。

付託された議案5件、陳情4件を審議しましたので、審議の結果を報告します。審査事件、1付託事件、議案第48号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第3号）（文教厚生委員会所管）」について。

質疑2件、討論なし、全員賛成で原案とおりに可決すべきものと決しました。

質疑の主な内容については、お手元の資料を御覧ください。

議案第 49 号「令和 5 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案とおりに可決すべきものと決しました。

議案第 50 号「令和 5 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算(第 1 号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案とおりに可決すべきものと決しました。

議案第 53 号「令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案とおりに可決すべきものと決しました。

議案第 54 号「令和 5 年度設楽町下水道事業会計補正予算(第 1 号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案とおりに可決すべきものと決しました。

陳情第 12 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」、質疑 1 件、聞き置くとすべき意見 1 件、採択すべき意見 1 件、趣旨採択とすべき意見 1 件、採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。質疑の内容はお手元の資料を御覧ください。

陳情第 13 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」について審議しました。質疑なし、聞き置くとすべき意見 1、採択とすべき意見 1、趣旨採択とすべき意見 1、採決の結果、趣旨採択多数により、趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第 14 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、質疑なし、聞き置くとすべき意見 1 件、採択とすべき意見 1 件、趣旨採択とすべき意見 1 件、採決の結果、聞き置く多数により、聞き置くことに決しました。

陳情第 15 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、質疑なし、聞き置くとすべき意見 1 件、採択とすべき意見 1 件、趣旨採択とすべき意見 1 件、採決の結果、聞き置く多数により、聞き置くことに決しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は、1 件ごとに行います。

議長 議案第 48 号「令和 5 年度設楽町一般会計補正予算(第 3 号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 48 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 49 号「令和 5 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の
討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 49 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 50 号「令和 5 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の討
論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 50 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 50 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 51 号「令和 5 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の討
論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 51 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 51 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 52 号「令和 5 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 52 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 52 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 53 号「令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 53 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 53 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 54 号「令和 5 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 54 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 12 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

陳情第 12 号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議長 陳情第 13 号「私立高校生の父母の負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 13 号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

議長 陳情第 14 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 14 号の採決を行います。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 14 号は、委員長報告のとおり聞き置くことに決定しました。

議長 陳情第 15 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 15 号の採決を行います。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 15 号は、委員長報告のとおり聞き置くことに決定しました。

議長 日程第 12、認定第 1 号「令和 4 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 23、認定第 12 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 12 議案を一括議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託をしていますので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、9 番今泉吉人君。

9 今泉 令和 5 年決算特別委員会報告を行います。

令和 5 年設楽町議会決算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により行います。

本委員会は、令和 5 年 9 月 4 日月曜日に、令和 4 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の概要説明を受け、9 月 8 日金曜日及び 9 月 12 日火曜日の両日に、一般会計歳入歳出決算並びに 11 特別会計歳入歳出決算について、慎重審議しました。

その経過と結果は以下のとおりです。

9 月 8 日、午前 8 時 57 分から午後 3 時 28 分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員 9 名全員です。

質疑は以下のとおりです。

質疑、一般会計決算の歳出に関する質疑は合計で 108 件で、その内訳は、議会

費の審議では、質疑なし。総務費の審議では、質疑 52 件。農林水産費の審議では質疑 10 件。商工費の審議では、質疑 19 件。土木費の審議では質疑 17 件。消防費の審議では質疑 6 件、災害復旧費の審議では、質疑なし。公債費の審議では、質疑なし。諸支出金の審議では、質疑なし。予備費では、質疑なし。

歳入に関する審議では、質疑 4 件。特別会計決算に関する質疑は、なし。田口財産区特別会計決算、質疑なし。段嶺財産区特別会計決算、質疑なし。名倉財産区特別会計決算、質疑なし。津具財産区特別会計決算、質疑なし。

以上でした。

9月12日、午前8時57分から午後4時4分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員9名全員です。

質疑は以下のとおりです。

一般会計決算の歳出に関する質疑は合計 105 件で、その内訳は、総務費の審議では質疑 1 件。民生費の審議では、質疑 50 件。衛生費の審議では質疑 32 件。農林水産費質疑なし。土木費、質疑なし。教育費の審議では、質疑 22 件。

歳入に関する質疑は、なし。

特別会計決算に関する質疑は、合計 9 件で、その内訳は、国民健康保険特別会計決算では、質疑 3 件。後期高齢者医療保険特別会計決算では、質疑なし。簡易水道特別会計決算では、質疑 1 件。公共下水道特別会計決算では、質疑 1 件。農業集落排水特別会計決算では、質疑なし。町営バス特別会計決算では、質疑 3 件、つぐ診療所特別会計決算では質疑 1 件。

討論。質疑終了後の討論では、一般会計決算及び国民健康保険特別会計を反対とする討論、1名、。反対討論の詳細については本会議で行います。一般会計決算及び国民健康保険特別会計を賛成とする討論、1名。賛成討論の詳細については本会議に行います。

採決。採決を行い、以下のとおり決しました。

認定第1号「令和4年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論、反対・賛成各1名。採決、賛成多数で認定すべきものに決しました。

認定第2号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、反対・賛成各1名。採決、賛成多数で認定すべきものに決しました。

認定第3号「令和4年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第4号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第5号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第6号「令和4年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第7号「令和4年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第8号「令和4年度設楽町つく診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第9号「令和4年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第10号「令和4年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第11号「令和4年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

認定第12号「令和4年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論、なし。採決、全員賛成で認定すべきものに決しました。

その他、なし。

以上で、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 認定第1号「令和4年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

8 田中 日本共産党の田中です。令和4年度一般会計決算認定を不可とする立場から討論を行います。

私は、令和4年度の当初予算の反対討論で、今日的な予算のあり方として、第1に、コロナ対策を優先した行財政。第2に、域内経済循環にシフトした地域振興、第3に、くらし・福祉の向上を目指した施策が重点課題だとして、次の諸点を指摘し、要望しました。

ワクチン接種では、前倒し接種を町は進めましたが、病院統合・病床削減の中止や、保健所の充実について国県に要請すること、「社会経済活動との両立を図ると」ことを可能にするPCR検査等の拡大。

福祉移送サービスや高齢者福祉タクシー補助金のさらなる改善、国保料の引下げ、国保料の子供均等割りの全額免除など、さらに、住民生活や福祉の向上に努めること。

地球温暖化防止と省エネの機運を推進すること。

ジェンダー格差をなくすための男女共同参画。

投票率低下を直視した投票所の拡大、投票率向上の取組。

移住定住事業、ダム建設事業と観光施策の連携、WRCイベント開催の見直し。

マイナンバーカード取得の強制をやめること。

Jアラート訓練を見直すこと

しかし、決算書を精読しても、これらが町政や町予算に反映することはなく、今日に至りました。さらに補正予算では国保料が年度途中で突然引き上げられました。

これらのことから、決算認定はとうてい認められず、令和4年度一般会計決算の認定は不可とするものです。

なお、教員の多忙化解消のための新たな取組、やすらぎの里の社協への指定管理などは評価できるものもあることは付け加えておきます。

この際、以下の点について申し上げます。

そもそも外発的要因に頼る町振興策、観光に頼る町振興策にあまり期待できません。山城や樹木展、パワートレイルなどは設楽町の自然を背景にして地域性がありますが、世界ラリー選手権はまったく別物で、域内の経済発展につながるかは大いに疑問です。

2、国保料引下げなどは現状維持にとどまらず、コロナ禍のもと高すぎる保険料の引下げこそ実行すべきでありました。

国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。現役世代もいずれ国保に加入します。一定の一般財源の充当で払える保険料にすることは重要であります。全国知事会、市長会などは、加入者の所得が低い国保が、他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だと訴えて、公費投入・国庫負担を増やすよう要望しています。

3、教員多忙化解消では、半数の教員がいまだに45時間以上の時間外勤務を行っており、過労死ラインの教員もいると推測されます。そして、子供の教育とは直接関係しない仕事も多く抱えているのが現状といたします。

中教審の「学校における働き方改革特別部会」の中間まとめ（案）では、「教師の専門性を生かしつつ、児童生徒に接する時間を十分確保し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を継続的に行うことのできる状況をつくりだすことが必要」としています。

先生方が、いじめや、子供の悩みに十分寄り添うには、いまの勤務時間と勤務実態ではかなわないという訳であります。教師の本分であり願いでもある子供の心と成長に寄り添うことができるような環境をつくるのが教員多忙化解消の改革なのであります。

4、小水力発電事業は、今まで設楽町がダムの犠牲者であったこととは異なる立場になることを意味します。ダムの悪影響で過疎が進み、地域が衰退すると国県など事業者を批判してきましたが、今後は事業者の一員として批判される立場になります。つまり、人口流出や自然破壊の悪影響に、事業者のの一員として、

責任の一端を持つ側になるということでもあります。小水力発電は再エネ事業である反面、このような大きな問題を抱え込むことになるのではないのでしょうか。

5、ミサイル攻撃対応のJアラート訓練は、いたずらに国民の不安を煽り、武力対武力の対決を際限なくエスカレートさせる危険な道に、人々を踏み込ませようとするものであります。また、シェイクアウトで身を守ることができるかのような誤解を与えかねないものであります。

軍備拡大や戦争につながるいかなる試みにも、それが些細に見えたとしてもきっぱりと反対であります。

以上を持ちまして、私の反対討論とします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5七原 私は、令和4年度設楽町一般会計の決算の認定に賛成の立場で討論いたします。

令和4年度設楽町一般会計決算は、歳入が前年比4億4,151万円、比率にして7.2パーセント増の64億5,024万円、歳出が前年比4億1,430万円、比率にして7.0%増の62億9,778万円となっております。また、令和4年度当初予算に対しては、歳入で7.0%増、歳出で4.4%増となっております。

財政面では、歳入においては、森林環境譲与税の伸びに伴う地方譲与税の1,558万円増、景気回復に伴うものと思われるゴルフ場利用税の146万円増、自動車税環境性能割交付金の315万円増、法人事業税交付金の714万円増などのプラス要因もあるものの、歳入の約4割を占める地方交付税は、町民人口減少に伴い対前年で7,276万円減、新型コロナウイルス交付金の減額に伴い、国庫支出金も対前年で9,607万円減となっており、特定財源はともかく、一般財源の減少傾向が続いています。

歳出面においては、簡易水道・農集排・公共下水道各特別会計の公営企業会計化に伴う繰出金が6億円あり、それを除けば投資的経費が橋梁修繕工事の増加等により2,595万円増加したほかは、義務的経費、その他経費ともに前年より減額されております。なお、歳入の不足に対しては財政調整基金からの4億2,285万円の繰入れを行い対応しております。

事業面では、当初予算編成時の「全課共通の課題として、人口減少の進行を少しでも緩やかにするため、移住定住施策の推進のほか、町独自の地方創生に資する施策の実現をめざすこと」との考え方のもと、空き家バンク事業、若者住宅新築補助金、しあわせまちづくり報奨金交付事業、起業チャレンジ支援事業補助金、などの各種事業が行われているほか、WRCをはじめとする各種イベントの実施、町内3か所の道の駅や各観光施設の適切な整備・改修・運営等、関係人口の増加を目指した施策もとられています。

また、農林業関係においては、各種必要なインフラ整備、有害鳥獣捕獲等のほか、農林業経営に対する各種支援等も行われており、農林水産業の維持がはかられています。

商工関係においては、前述の施策のほか、プレミアム付商品券事業を行い、町内の経済循環の改善に一役買っています。

教育関係においては、約5,100万円をかけ新型コロナウイルス感染症対策を行い、安心安全な教育関係の維持が図られています。子供たちが時代に取り残されないよう、小中学校に対するICT支援もしっかりと行われております。

その他、福祉、衛生関連や土木費を始めとする予算も、国、県との連携のもと必要な措置がとられています。

一方、事業面全般において、コスト感覚、業務の計画と進捗管理、日々の業務管理、責任と権限の明確化、人事評価等の甘さといった住民感覚とのずれが感じられることも事実です。財政的に苦しい時期を迎えつつある今、町民の意識に寄り添うためにも、こうした点の改善が望まれます。現在の設楽町の一般会計歳出は約60億円です。職員の意識ひとつで無駄な支出を0.5%減らすことができれば3,000万円の支出減につながります。

財政とは予算を組んだうえでの決算が全てであり、通常、世間一般では決算には責任が伴います。綿密な計画のもと最適な予算を組み、各自責任と権限を明確にして事業に当たり、日々改善し、予算どおり、あるいは予算を上回る決算成果を出すことこそ、町政の安定につながる第1歩です。今後は、絶えず決算を重視した行政運営を行っていただくことを強く要望し、本決算の賛成討論とします。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第2号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと……討論なしでよろしいですか。

(なし)

議長 それでは、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定すること

に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第3号「令和4年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認認定第4号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第5号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第6号「令和4年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第7号「令和4年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第8号「令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第9号「令和4年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第10号「令和4年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第10号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第11号「令和4年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 11 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第 12 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 12 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 日程第 24「所掌事務の調査報告」を議題とします。

ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いします。

7 山口 それでは、第 4 回設楽町議会ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

令和 5 年 9 月 14 日 9 時 30 分より 10 時 55 分まで議場で開催をいたしました。

なお、視察がございましたので、現地視察は、11 時 5 分から 12 時 15 分まで、後ほど内容を報告させていただきます。

役場の議場で行われました所掌事務の調査におきましては、ダム対策特別委員会 6 名全員、加藤議長、そして加藤議会事務局長。設楽町からは土屋町長ほか 7 名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、田中所長ほか 15 名、愛知県豊川水系対策本部からは、佐藤事務局長ほか 3 名。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは、益田所長ほか 3 名の皆さんで会議を開きました。

まず、挨拶に議長、町長、設楽ダム工事事務所長の田中所長、それから豊川水系対策本部の佐藤事務局長より工事状況、また令和 6 年度の概算予算要求等の内容を兼ねて御挨拶をいただきました。

審査事件といたしまして、設楽ダム建設事業についての内容を設楽ダム工事事

務所長の小島工務課長が資料1の説明を行い、続けて、設楽ダム関連事業出張所の日高事業第一課長が提出されました資料2-1の詳細な説明を行い、それについてダム特のメンバーで質疑応答を行いました。

内容につきましては、大きく5題。

1つが、付替町道の笹平奴田小松線の先回の大雨によるクラック発生で、打ってあるパイル等々の問題についての質問。

それから、県道設楽根羽線の農協のガソリンスタンドから小松地区までの暫定供用を10月から行うという話でありましたけど、それに踏まえて八橋地区までの暫定供用の予定についての質問。

そして、今後ダム本体工事が始まりますので、作業宿舎ができてくるであろう、多くの作業員がみえると思うが、地域の防犯対策をどのような指導を行っていくかという質問。

そして、ダム事業が8年延伸になったことで職員等に対する行政需用費が発生することについて、国としての対応について質問を行いました。

そして、本体工事の宿舎の規模等々の内容が分かる範囲で説明をいただきたいということで、ダムの国交省についてはこのような5件の質問をいたしまして、それぞれ記載のとおり回答をいただいておりますので一読していただきたいと思っております。

その後、豊川水系対策本部の質問が4題についてございました。

国道473号線の月バイパスのトンネル工事の件で、開通のめど等についての質問。

それから、和市清崎線についての質問。

付替林道境川線について、これには、田口第2簡水の水道管を入れるように計画がなっておりますので、そのうちの、進捗が遅れている様子でありますので、それについての質問。

それから、県道瀬戸設楽線の宇連地内の用地はどうなっているのかという質問がございました。

それぞれ両方を併せまして国交省に13件、それから県に対しては6件の質問を委員会のほうから出させていただきました。

それから、現地視察の前に、「その他」ということで、委員会から質問をさせていただきました。その内容につきましては、まとめますと2題になりまして、段戸国有林に埋められている劇薬についての対応はどうなっているのかと。それから、小水力発電事業を行うのにダム直轄負担金も含めて、基金果実の目減り分を県として充当できないものかというような具体的な質問、約5件の質問のやりとりを行いました。詳細については、ここに大まかな記載はしてありますので、御一読いただけたらと思っております。

なお、もっと詳しく知りたければ、24ページほどの議事録を事務局に提出してございますので御一読いただければと思っております。

そのあと現地視察をいたしました。瀬戸設楽線4号トンネル、それから設楽根羽線の暫定供用区間、それから小松田口線8号橋を視察してまいりました。出席したのは、先ほど述べた設楽ダム対策特別委員会の委員全員6名、加藤議長と加藤議会事務局長。設楽町からは町長はじめ7名。国土交通省からは田中所長ほか15名。豊川水系対策本部からは佐藤事務局長ほか3名。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは益田所長ほか3名の皆さんで視察をしてまいりました。

以上が、ダム対策特別委員会の報告であります。よろしく願いいたします。
議長 ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第25、発議第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

5七原 発議第5号について説明します。

(「前へ」と発言する者あり)

議長 前にお願いします。それから、別紙資料がございますので御準備ください。

5七原 発議第5号について説明します。

提出者、設楽町議会議員、七原剛。賛成者、同じく設楽町議会議員、原田純子。

「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」

上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、未来を担う子供たちにゆきとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。

意見書の内容につきましては、添付資料を御一読ください。

各議員の御賛同をよろしく願いいたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第5号の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

発議第5号は、原案のとおり可決されました。

(発言する者あり)

議長 今、休憩のお話がありましたが、20分まで休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、20分までということでお願ひします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時19分

議長 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第26、議案第55号「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第55号「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」を説明しますので、資料7ページを御覧ください。

本議案は令和3年9月議会において議決いただき策定しました、令和3年度から7年度までの5か年の過疎地域持続的発展計画、いわゆる新過疎計画の一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第8条第10項の準用規定に基づき、同条の第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、計画の変更におきましては、計画策定の根拠規定である同法第8条、第7項に基づきあらかじめ愛知県知事と協議することとなっており、8月31日付けで計画変更に関する異議なしとの回答を受理しております。

このように、過疎対策事業債の借入れを予定している場合は、毎年県の協議を進め、9月議会上旬に上程をする予定でございましたが、今回県との調整協議に要し、最終日の上程となってしまいましたことをおわび申し上げます。

それでは、変更事項について説明をしますが、資料43ページ以降に変更箇所対照表を添付しております。変更箇所は赤字としておりますが、こちらを参照していただき、9ページの目次を御覧ください。

2番目の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成のところでは、町内の空家の利活用を促進し、移住支援や関係人口の増加につなげていくための空家バンク委託事業を追加することの変更。

5番目の、交通施設の整備、交通手段の確保のところでは、農道1路線の改良工事と、林道2路線の改良工事と1路線の舗装工事の追加、変更であります。

また、9番目の教育の振興のところでは、学校統合に伴い遠距離通学者が必要となる児童生徒の安全な移送手段の確保として、スクールバス購入の追加をする変更と、施設整備につきまして児童生徒の安全確保を優先におき、老朽化による危険箇所の解消を図ると共に、新たな教育事業に答えられる施設や設備の充実を図るため田口小学校の給排水施設整備事業を追加する変更であります。

さきほども説明したように、詳しい変更箇所対照表は43ページ以降に載せてありますので御参照していただきたいと思ひます。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 55 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 55 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 27「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 28「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

令和 5 年第 3 回設楽町議会定例会を閉会とします。お疲れ様でした。

閉会 午前 10 時 25 分